

基発 1225 第 8 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について

労働者災害補償保険に関する審査請求事務（労働基準法第 85 条及び第 86 条に基づく審査及び仲裁を含む。）については、「労災保険審査請求事務取扱手引」（令和 2 年 8 月 21 日付け基発 0821 第 5 号。以下「手引」という。）をもって指示しているところであるが、今般、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 367 号）並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 207 号）が、令和 3 年 1 月 1 日から施行されること等に伴い、手引を別添のとおり改正したので、下記に留意の上、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 審査請求人や代理人等に事務手続上で求めていた押印又は署名を省略したこと。
- 2 各種様式の押印欄を削除したこと。なお、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用すること。
- 3 その他所要の改正を行ったこと。

労災保険 審査請求事務取扱手引

令和2年12月

厚生労働省労働基準局

目 次

第1部 審査請求及び再審査請求

I	審査請求制度の意義及び概要.....	- 3 -
II	労働者災害補償保険審査官	
1	意義	- 6 -
2	審査官の管轄区域.....	- 7 -
3	審査官の任務.....	- 7 -
III	労働者災害補償保険審査参与	
1	参与制度の意義及び参与の地位等.....	- 9 -
2	指名の手続及び指名期間.....	- 9 -
IV	審査請求手続	
1	審査請求の対象.....	- 12 -
2	審査請求人	- 20 -
3	代理人	- 21 -
4	利害関係者	- 24 -
5	審査請求の期間.....	- 25 -
6	審査請求書の記載事項.....	- 27 -
V	再審査請求手続	- 32 -

第2部 審査請求の事務処理

I	審査請求事務の流れ.....	- 35 -
II	執務の基本的態度	
1	基本的態度	- 36 -
2	審査請求事務の基本方針.....	- 36 -
3	留意事項	- 39 -
III	審査請求事務の開始	
1	審査請求の申立て.....	- 40 -
2	審査請求の受付.....	- 40 -
3	指導による解決.....	- 42 -
4	移送	- 43 -
IV	要件審理	
1	適法要件	- 45 -

2 不適法な審査請求と却下決定.....	- 46 -
3 補正命令	- 47 -

V 本案審理

1 審理の進め方の概要.....	- 51 -
2 審理を進めるに当たっての留意点.....	- 51 -
3 審査請求処理計画の策定.....	- 52 -
4 特定審査請求手続の計画的遂行.....	- 52 -
5 関係者に対する通知.....	- 55 -
6 審査請求の併合と分離.....	- 62 -
7 審査請求と原処分の執行停止.....	- 65 -
8 争点整理	- 65 -
9 意見の陳述	- 67 -
10 口頭意見陳述.....	- 72 -
11 審査請求の趣旨及び理由の変更.....	- 80 -
12 証拠物件の提出.....	- 80 -
13 審査請求手続の受継.....	- 81 -

VI 資料の収集

1 意義	- 83 -
2 審理のための処分.....	- 83 -
3 資料収集に当たっての留意事項.....	- 90 -
4 審問	- 91 -
5 物件等提出命令.....	- 96 -
6 鑑定	- 99 -
7 立入検査	- 104 -
8 受診命令	- 105 -

VII 参与からの意見聴取

1 概要	- 108 -
2 参与会	- 108 -
3 参与会への提出資料.....	- 108 -
4 参与会での意見聴取の結果資料.....	- 109 -

VIII 文書その他の物件の閲覧等

1 文書その他の物件の閲覧等.....	- 110 -
2 文書その他の物件の閲覧等の対象.....	- 111 -
3 文書その他の物件の閲覧等の事務処理.....	- 112 -

IX 審査請求事務の終了

1 概要	- 127 -
------------	---------

2	審査請求の取下げ	- 128 -
3	決定	- 132 -
4	決定書の作成要領について	- 134 -
5	決定の効果	- 154 -
6	決定の変更及び更正	- 158 -
7	不作為についての不服申立て	- 161 -
8	「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について	- 161 -

X 審査請求に伴うその他の事務処理

1	整理・保存	- 163 -
2	報告	- 164 -
3	審査請求の費用	- 164 -
4	審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等	- 165 -
5	口頭意見陳述に関する審査請求人等の旅費	- 165 -
6	労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員の活用	- 168 -
7	再審査請求の受付事務	- 168 -
8	審査官の審査会への対応	- 168 -
9	裁判所等からの文書提出命令等への対応	- 169 -

X I 決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理

1	対象となる審査請求	- 170 -
2	3か月の期間計算について	- 170 -
3	再審査請求が行われた場合の事務処理について	- 170 -
4	行政訴訟が提起された場合の事務処理について	- 171 -

第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務

I 署長等の事務

1	署長等の事務の種類	- 175 -
2	審査請求に対する署長等の基本姿勢	- 175 -
3	経由機関たる署長の事務	- 175 -
4	審査官及び審査会への意見・資料提出	- 176 -
5	審査請求における口頭意見陳述に係る原処分庁としての対応	- 177 -
6	再審査請求における審理に係る原処分庁としての対応	- 177 -

II 意見書の作成要領

1	概要	- 182 -
2	意見書に記載すべき事項	- 183 -
3	意見書作成上の留意点	- 183 -
4	証拠資料に関する留意点	- 185 -

5	意見書の記載例.....	- 188 -
6	却下決定事件についての意見.....	- 198 -
III	局管理者における取組み	
1	進行管理及び支援体制の確立.....	- 200 -
2	審査請求事件の検証.....	- 200 -
3	再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について.....	- 201 -
4	審査官が除斥事由に該当した場合の対応.....	- 201 -
5	その他の支援対策.....	- 202 -

第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁

I	概要	
1	意義	- 207 -
2	対象	- 207 -
II	署長が行う審査又は仲裁	
1	申立て手続	- 209 -
2	職権による審査又は仲裁.....	- 209 -
3	審査又は仲裁の手続.....	- 210 -
4	結果の方式	- 210 -
5	効果	- 211 -
6	民事訴訟との関係.....	- 211 -
III	審査官が行う審査又は仲裁.....	- 212 -

第5部 審査請求関係事務様式

規則様式

第1号	労働保険審査請求書.....	- 215 -
第2号	労働保険審査請求書（雇用保険）	(略)
第3号	労働保険再審査請求書.....	- 216 -
第4号	労働保険再審査請求書（雇用保険）	(略)
第5号	審理のための処分の申立書.....	- 217 -
第5号の2	交付実施申立書.....	- 218 -
第6号	労働者災害補償保険審査官証票.....	- 219 -
第7号	雇用保険審査官証票	(略)
第8号	労働保険審査会審査員証票	(略)
第9号	手続受継届.....	- 220 -
第10号	決定・裁決更正申立書.....	- 221 -
第11号	参加申立書.....	- 222 -

第 12 号	審理非公開申立書.....	- 223 -
第 13 号	調書閲覧請求書	(略)

審査様式

第 1 号	審査請求聴取書.....	- 224 -
第 2 号	管轄違いの理由による移送について（管轄審査官あて）.....	- 225 -
第 3 号	管轄違いの理由による移送について（審査請求人あて）.....	- 226 -
第 4 号	審査請求の補正について.....	- 227 -
第 5 号	補正書.....	- 228 -
第 6 号	審査請求の補正の督促について.....	- 229 -
第 7 号	審査請求の受理について（審査請求人あて）.....	- 230 -
第 8 号	審査請求受理及び意見書の提出について（原処分庁あて）.....	- 231 -
第 9 号	審査請求の受理について（利害関係者あて）.....	- 232 -
第 10 号	審査請求の受理について（参与あて）.....	- 233 -
第 11 号	審査請求の受継について.....	- 234 -
第 12 号	非承継意思確認書.....	- 235 -
第 13 号	審査請求手続の終了について（取下げ、再審査請求受理の場合） ..	- 236 -
第 14 号	審査請求手続の中止について（承継人存否不明の場合） ..	- 237 -
第 15 号	審査請求の併合について.....	- 238 -
第 16 号	審査請求の分離について.....	- 239 -
第 17 号	来庁要求通知書.....	- 240 -
第 17 号の 2	原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について-	241 -
第 17 号の 3	原処分庁意見書の送付について.....	- 242 -
第 18 号	労災保険給付請求権の時効について.....	- 243 -
第 19 号	証拠となるべき資料の提出について（原処分庁あて）	- 244 -
第 20 号	証拠となるべき資料等の提出について（審査請求人あて）	- 245 -
第 21 号	意見書遅延理由書の提出について（依頼）	- 246 -
第 22 号	意見書遅延理由書の提出について（回答）	- 247 -
第 23 号	来庁の依頼について（参考人あて）	- 248 -
第 24 号	意見書の提出依頼について.....	- 249 -
第 25 号	鑑定の依頼について.....	- 250 -
第 26 号	物件の提出について.....	- 251 -
第 27 号	審査資料の提出の督促について.....	- 252 -
第 28 号	提出物件預り証.....	- 253 -
第 29 号	提出物件受取証明書.....	- 254 -
第 30 号	受診の命令について.....	- 255 -
第 31 号	審理のための処分の嘱託について.....	- 256 -

第 32 号	決定の更正について.....	- 257 -
第 33 号	審査請求取下げ書.....	- 258 -
第 34 号	審査請求事件に係る官報掲載について.....	- 259 -
第 35 号	参与候補者の推薦について.....	- 260 -
第 36 号	審査請求文書受付・送付簿.....	- 261 -
第 37 号	審査請求処理計画・処理経過簿	262 -
第 38 号	審査請求事件綴表紙.....	- 264 -
第 39 号	審査・仲裁申立書.....	- 265 -
第 40 号	審査費用（旅費）請求書.....	- 266 -
第 41 号	審査費用（意見書料 鑑定料 審査資料作成実費）請求書.....	- 267 -
第 42 号	口頭意見陳述の実施について.....	- 268 -
第 43 号	文書その他の物件の閲覧等申立書.....	- 270 -
第 44 号	文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について.....	- 271 -
第 45 号	文書その他の物件の閲覧等について（通知）	- 273 -
第 46 号	手数料減額・免除申請書.....	- 275 -

用語の説明

1 複数事業労働者

複数事業労働者とは、負傷、疾病、障害又は死亡（以下「傷病等」という。）が生じた時点において、事業主が同一でない二以上の事業に同時に使用されている（以下「複数就業」という。）労働者（特別加入者を含む）である。また、複数事業労働者とは、傷病等が生じた時点において、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・ 複数の事業と労働契約関係にあり、当該事業に使用される労働者
- ・ 一以上の事業と労働契約関係にあり、かつ他の事業について特別加入している者
- ・ 複数の事業に特別加入している者

よって、労働者として就業しつつ、同時に労働者以外の働き方で就業している者（特別加入者を除く）については、複数事業労働者に該当しない。また、転職等、二以上の事業に同時に使用されていない者についても、複数事業労働者には該当しない。

2 複数事業労働者に類する者

複数事業労働者に類する者とは、傷病等の原因又は要因となる事由が生じた時点において、複数就業している労働者（特別加入者を含む）であり、傷病等が生じた時点において複数就業していない者である。また、原因又は要因となる事由が生じた時点とは、例えば、精神障害事案については、発病前おおむね6か月間のいずれかの時点であり、当該時点において複数就業していれば、たとえ傷病等が生じた時点において複数就業しているすべての事業場を離職していた場合であっても当該者に該当することとなる。

本手引において、複数事業労働者とは、複数事業労働者に類する者も含むこととする。

3 複数業務要因災害

複数業務要因災害とは、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする傷病等である。すなわち、二以上の事業における業務上の負荷を総合的に評価することによって認定基準を満たすことができる災害をいう。また、調査の結果、業務災害及び複数業務要因災害のいずれにも該当する場合、労災法第7条第1項第1号及び第2号に基づき、業務災害として支給決定することとなる（このような場合には、事業主が労基法に基づく災害補償責任を負うことから、業務災害として支給決定することが優先される。）。したがって、調査の結果、一の事業の業務上の負荷によって支給決定できる場合は、複数事業労働者の複数業務要因災害に該当せず、複数事業労働者の業務災害として支給決定することとなる。

複数業務要因災害に係る疾病的範囲については、労災則第18条の3の6に基づき、脳・心臓疾患、精神障害が規定されていることから、本手引における複数業務要因災害

に係る事務処理等についても、当該疾病を前提としている（その他の疾病における複数業務要因災害に係る事務処理等については、今後の各種疾病に係る請求状況等を把握しつつ、適宜、示すこととする。）。

第1部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要

行政庁の違法又は不当な処分が行われた場合、これに不服のある者の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するための不服申立て手続については行審法に、訴訟手続については行訴法にそれぞれ一般的に規定されており、労災保険給付に関する処分についても原則的にはそれぞれの法律によることとなるが、労災法に基づく処分の特殊性にかんがみ、同法では、特に簡易迅速な決定を行う第一審の審査機関として審査官、厳格慎重な裁決を行う第二審の審査機関として審査会を規定している（労災法第38条及び第40条）。

再審査請求及び行政訴訟として国を被告とする処分の取消しの訴えについては、原則として審査官の決定を経ることを要件としている（審査請求前置主義、労災法第38条第1項、労災法第40条、行訴法第8条第1項）が、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものとみなし（労災法第38条第2項）、再審査請求及び行政訴訟の提起（労災法第38条第1項、行訴法第8条第2項第1号）をそれぞれすることができるとされている。

労災法第38条（審査請求等）

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

② 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

③（略）

労災法第40条（不服申立ての前置）

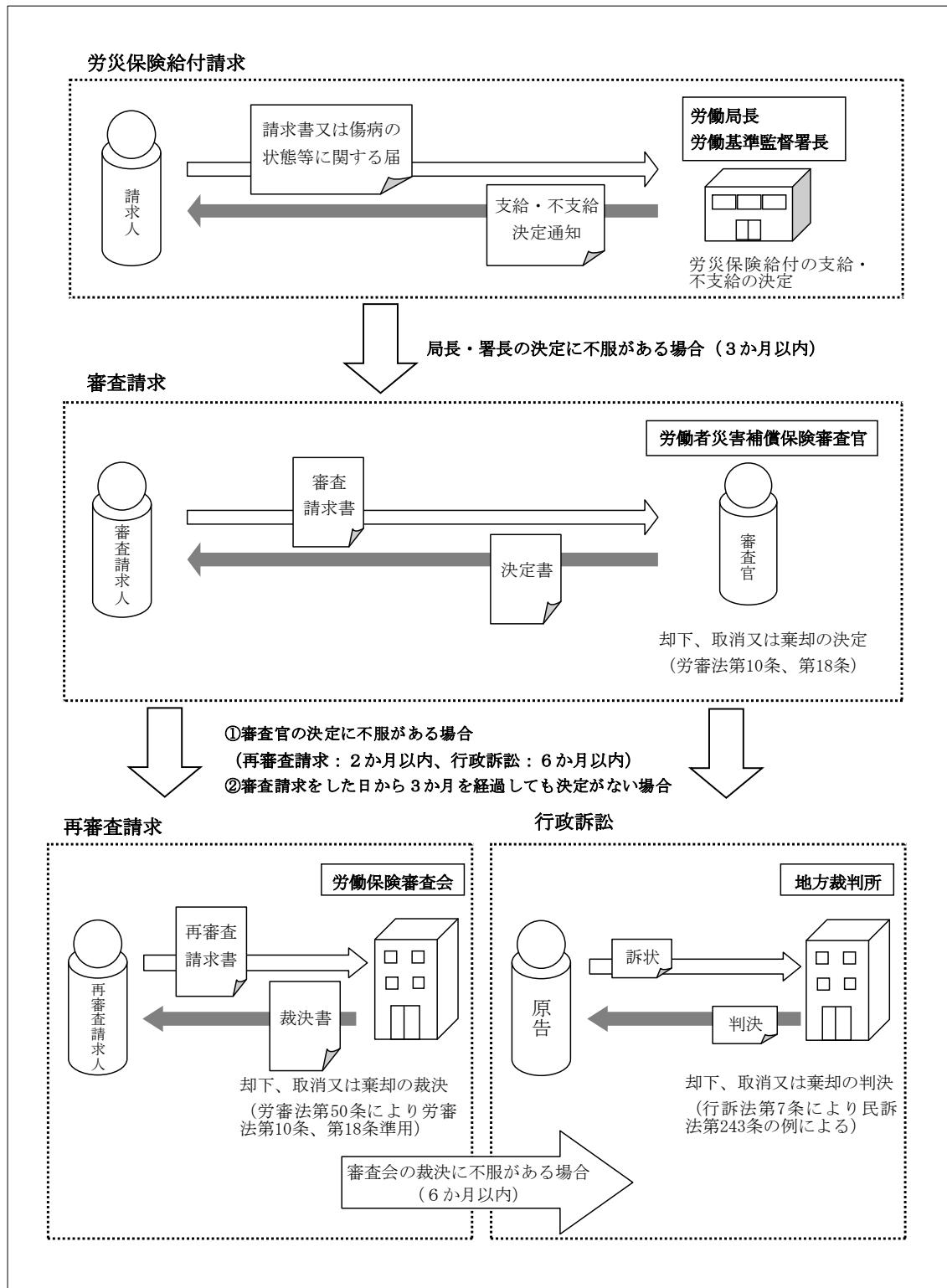
第38条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

これは、労災保険給付に関する決定が大量に行われる処分であり、行政の統一性を確保する必要があること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、できる限り行政機関内部において迅速かつ簡易に違法又は不当な処分を是正することが望ましいこと、行政不服審査は簡易迅速な処理をその本旨とすることから、訴訟の前に審査請求を経由させても、審査請求人の裁判を受ける権利を損なうことにはならないことを前提としている。

なお、労災法第38条の規定に基づく審査請求及び再審査請求については、行審法第2章（第22条を除く。）及び第4章の規定は適用しないとされている（労災法第39条）。また、

審査請求（再審査請求）に対する処分については、行手法第3条第1項第15号「審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分」に該当することから、行手法第2章から第4章の2までの規定は適用除外とされている。

保険給付に関する決定に係る審査請求制度の概念図



II 労働者災害補償保険審査官

1 意義

(1) 審査官の任命と除斥事由

ア 任命

審査官は、各都道府県労働局に置かれ、行政職俸給表（一）による職務の級が3級以上の労働基準監督官又は厚生労働事務官のうちから厚生労働大臣によって任命される（労審法第2条の2及び第3条、労審令第1条）。

イ 除斥事由

審査官は、次の①から⑦までに掲げる者以外の者でなければならない（労審法第7条第2項）。

- ① 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- ② 審査請求人
- ③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- ④ 審査請求人の代理人
- ⑤ ③又は④であった者
- ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ⑦ 利害関係者（労審法第13条第1項に規定する利害関係者をいう。）

(2) 審査官の職権行使の準則

審査官は、その設置の目的にかんがみ、職権の行使に当たっては、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない（労審法第4条）。

保険給付に関する行政処分等への不服申立てについては、本来裁判による訴訟手続によるべきであるが、手續が煩雑で、高額の費用と長い期間を必要とすることなどから、労働者が救済を求める上で妨げとなる点が少くない。そこで、行政内部に準司法的機能を有する機関を置くことにより、公平な立場から簡易・迅速に不服申立ての処理をすることとしたのが本審査請求制度の趣旨である。このような制度の趣旨に基づき、第一審たる審査官に対し、特に公正かつ迅速な処理について規定されていることに留意し、行政機関の一員として、できる限り速やかに決定を行い、審査請求人である労働者等の不安定な状態の解消に努める必要がある。

なお、審査官は、服務に関しては局長の管理監督下にあるが、個々の審査請求事件の判断・処理は、独立した行政機関として行う。